農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年八月三日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百四十六号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第三項及び第四項並びに農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「総合食料局」を「消費・安全局」に、「消費・安全局」を「食料産業局」に、「第五十一条」を「第五十条」に、「第五十二条―第六十三条」を「第五十一条―第六十四条」に、「第六十四条―第七十二条」を「第六十五条―第七十三条」に、「第七十三条―第八十四条」を「第七十四条―第八十五条」に、「第八十五条」を「第八十六条」に、「第八十六条―第八十九条」を「第八十七条―第九十条」に、「第九十条」を「第九十一条」に、「第百四十六条」を「第百四十五条」に、「第百四十七条」を「第百四十六条」に改める。

第二条第一項中「総合食料局」を「消費・安全局」に改め、同条第二項中「協同組合検査部を、総合食料局に食糧部を、生産局に」を「検査部を、生産局に農産部及び」に改める。

第三条第一項第四号中「考査」を「監察」に改め、同項中第二十三号を削り、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を削り、第二十号を第二十二号とし、同項第十九号中「総合食料局」を「食料産業局」に改め、同号を同項第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一　農林水産省の所掌事務に係る物資（農林水産業専用物品を除く。次条第二号及び第七号、第五条第三号、第二十三条第四号、第三十六条第三号、第三十七条第一号並びに第四十五条第二号において同じ。）についての物価対策に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものの総括に関すること。

第三条第一項中第十八号を第十九号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　農林水産省の保有する個人情報の保護に関すること。

第三条第一項第二十四号中「こと」の下に「（食料産業局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第二十九号中「並びに農水産業協同組合貯金保険機構」を「、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農林漁業信用基金及び株式会社日本政策金融公庫」に改め、「立入検査」の下に「並びに商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係る立入検査」を加え、「協同組合検査」を「協同組合等検査」に改め、同号中ホをチとし、ニをトとし、ハの次に次のように加える。

ニ　農業共済組合連合会

ホ　漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会

ヘ　土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会

第三条第一項第二十九号に次のように加える。

リ　全国農業会議所

ヌ　中央卸売市場を開設する者及び中央卸売市場において卸売の業務を行う者

第三条第三項中「第一項第二十八号」を「第一項第十八号、第十九号及び第二十八号」に改め、同条第四項中「協同組合検査部」を「検査部」に改める。

第四条を削る。

第五条第四号を次のように改める。

四　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（料理を含む。第三十七条第三号において同じ。）の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

第五条中第十四号を第十六号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十号中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第九号を第十一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関すること（他の局庁の所掌に属するものを除く。）。

六　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の規定による農産物の検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（食料産業局の所掌事務）

第五条　食料産業局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食料の生産及び流通の合理化に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　飲食料品（米穀を主な原料とするもの及び酒類を除く。第五十条第四号において同じ。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三　農林水産省の所掌事務に係る物資の流通の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

四　農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

五　農林水産物の生産された地域における当該農林水産物の消費の増進、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

六　農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

七　農林水産省の所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

八　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

九　農林水産植物の品種登録に関すること。

十　種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（生産局の所掌に属するものを除く。）。

十一　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること（他の局庁の所掌に属するものを除く。）。

十二　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）の施行に関すること。

十三　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。

十四　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の施行に関すること。

十五　卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関すること（協同組合等検査に関することを除く。）。

十六　商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること（協同組合等検査に関することを除く。）。

第六条第一項第一号中「含む」を「含み、種苗（桑苗及び飼料作物の種苗を除く。）を除く。第十一条第五項において同じ」に改め、「（総合食料局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十号中「たい肥」を「堆肥」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　主要食糧及びこれを主な原料とする飲食料品（酒類を除く。以下「主要食糧等」という。）に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

第六条第一項第十六号を次のように改める。

十六　米穀を主な原料とする飲食料品（酒類を除く。第五十四条第三号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

第六条第一項に次の八号を加える。

十七　主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

十八　主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること。

十九　主要食糧の輸入に係る納付金の徴収その他輸入の調整に関すること。